○厚生労働省令第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第

百四号)の 部の施行に伴い、 及び障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号)

の規定に基づき、 障害者の雇用 の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行

規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の「 部

を改正する省令

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第一 条 障害者の雇 用 の促進等に関する法律施行規則 (昭和五十一 年労働省令第三十八号) の 一 部を次の表

のように改正する。

傍
縍
剖
分
H
改
IE
剖
分
$\overline{}$

(事業協同組合等) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合の要件) (特定有限責任事業組合契約に関する法律(昭和三十八年法律第百八十一号)第二条第一項各号に掲げるものに限る。以下この号においていること。 (事業協同組合等) (本の組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。 (事業協同組合等) (本の持分を譲りという。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の目まいて「組合契約書に、組合員は、総組合員の同意による決定がない限り当該存続期間の満分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。	改正後
(事業協同組合等) (事業協同組合等) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	改正前

五. わ合 員 れ 組 (の過 る旨が記 合 契 半数若しく 約 書に、 載 又 は 記 務 はこれを上 録され 執 行 0 てい 決 一回る割合以一 定 ること。 が 総 組 上 合 員 0 多 0 数決により 同 意又は 総 行 組

ることが著し 業を行うため く困難であると認めら 必要な経営的 基 礎 れな を 欠 いこと。 < 等そ 0 目 的 を 達 成

定 有 限 責 任 事 業 組 合 0 解 散 0 事 由 が 生 じ た 場 合 0 措 置

る措置 条の +次 法 第四 のとおりとする。 十五. 条の三第 項 第 兀 뭉 0) 厚 生 |労働省令で定 \Diamond

お 定障 を 解 雇 解 障 1 用 害 散 て 散 害者の する意思が 当 者 0 0 特 該 事 である労働 事 定 由 特定有限責任事業組 由 雇入れを求めることそ 事 が が 業主」 生じた場合に、 生じた場合に、 ある事業主 者 とい (次号に . う。 (特定· 特 合 お 特 が 定 0 V 定 0) 事 事 雇 組 て 有 合員 用 他 業主を除く。 業 限 すること 0 主 特 責 特定障 へたる事 が 任 定 独力し 障 事 害 業 害者の 業 者 組 て、 主 合 لح が (次号に 新たな 対障 V 雇 、 う。 į 害 用 す

雇

用

0

機

会を提供すること。

事体業るそ業を支在の 十六 他これ 力の向 宅就 う団体 他は条 要な施設 体 業 + 、契約 らに 上の れ (法 対 法 兀 下同 からに 第七 象障 条 利をいう。以下に類する場所 ために必要な訓 及び設備を有する場 0 第 7七十四 U. 類する業務 害 + 一第三項 者 兀 日が物品製造等業效四条の二第三項第 を除く。以下四条の三第一項 以下同じ。)を締な別(在宅就業契約の(在宅就業契約の他の便 第一 を が練その他の する場所並び いう。 造 뭉 \mathcal{O} 項に規: 項に 第 厚 一号の一 以 の節において同じ。)の 特働省令で定める場所) 一、物品の製造、役務の提びに就労に必要な知識及びに就労に必要な知識及びに就労に必要な知識及びに就定するたる。 がに就労に必要な知識及びに就労に必要な知識及びに就労に必要な知識及びに対した事業主(在宅就 び 下(制物 下

所

類する場所を除く。

とす

新

力の向上のために必然で必に必要な施設及び供その他これらに類は、対象障害 する在宅就業型 所その他これな の種類及 団体をいう。以就業支援団体 業所 その 業契約 兀 八法を ら及にび 条 他 これ 及び の 二 下同じ。)を除く。以下この節法第七十四条の三第一項に規定約をいう。以下同じ。)を締結に類する場所(在宅就業契約(び程度に応じて必要な職業準備び程度に応じて必要な職業準備 必 類する業務をいう。 害 + に 要 設 者四 三項 類する場 な 備を有する場 が条 訓 0 物 物品製造等業務の二第三項第 練その 第一 物所を除 号 他 0 第一号 の所便で 以 務 成労にか 下同じ の働 とする。 節に 結 (備し同訓 品 厚 定 省 の製造、 する 与さ 必 令) を た事業主に おい 要な 定 れ 宅就業支援 る場場 知 実 省 8 て 来主(在宅一号に規定 **飛識及び能** 大施するた る 同 役 れる場 所 務 で 並 の定所 び能 提

これらに附帯する業務を行わなければならない。 「同じ。)に対する就業機会の提供及び業務の対価の1十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者と就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障 「事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法 第6る在宅就業契約の締結等に係る基準)

「豆こ提出しなければならない。 労働大臣の定める様式による書面に次する法人(以下この条において「申請先第三十六条の三 法第七十四条の三第二項(登録の申請) の法項 の書類を添えて、厚生労働法人」という。)は、厚生頃の登録の申請をしようと:

イ 申請法人の役 一・二 (略) 役員 載 した 0 書 氏

名 面

削

る

の対象となる者に限る。在宅就業障害者(申請 二及び ホ行 にうま い施 て業同務 じの継 の継続的 氏な 名実

施

_者」という。)の氏う。以下同じ。)でする従事経験者でな すする実ホ 務 **り。)の氏名及び経向じ。)でないもの経験者であつて、筦** を実 施 する法第 の管七 経 (理十四 歴 名(同項系の三等 下 管 項 理者以完第四項 外の管二 で発理を発工の従来工具 事者に 経を規 験い定

管理者 0 経 歴

削

契 次約の

害者(法等三十六条の - 支 を 払 い う ^ 支払い並びにこれらに附帯をいう。以下同じ。)に対害者(法第七十四条の二第により、在宅就業契約の締三十六条の二 事業主は、(事業主による在宅就業契 (略) 1附帯する業務を行わなければ.に対する就業機会の提供及び3二第三項第一号に規定する在 の結業製 締 、在宅就業契約に基づく在の各号に掲げる基準に適合の締結等に係る基準) なら 業宅 務の業 在合 かの対価の光業障害者の対価の

大臣に提出しなければ 第三十六条の三 法第七 (以下この条) ればならない。 様式による書面に次のの条において「申請決のの条において「申請決の の法項 の書類を添えて伝人」という。頃の登録の申請 えて、 をし 厚 は 生 、 生 ょ 一労 厚働 生 う

<u>·</u> =

た 書

1 申請法人の役員の次の事項を記載した・二 (略) \mathcal{O} 氏 名面 及 び 略

略

障害者 温する物品で締ま 基 き 在 宅 就

・びの の対象となる者に関する地質害者が実施する地質事者が実施する地質を 該 在宅就 業障 障害者が在宅就業を行う場所に限る。ホ及びへにおいて同じ者(申請法人が行う実施業務のる物品製造等業務の種類間で締結した在宅就業契約に基 じの継 継 続 の的 氏な 名 実 及施

トホ 〜当 (略)

チ 専任の管理者の2の管理者をいう。2、外の従事経験者でなりの管理者をいう。2、 「香の経暦」という。 、 以下同じ。) であつて、専任の施する法第七十四 <u>)</u> の氏名及び紹のでないものでないものです。)でないもの管理者 の(以一)の(以一第四項 経の 第 第二 下 理のに 者専規 以任定

略任

0 宅 業務 就 業 障 0 種 害 類 者 及 に び 係 る業 概 務 以 外 0 業 務 を 行 1 7 V ると き

は

当該支払の金額及び年月日を記載した在宅就業契約に基づく物品製造等業務 の明細書その他これに類する書面を金額及び年月日を記載した領収書、 を三 を三年間保存すの支払に関して こと。 て、 の他これに類する書面を受け 在宅就業契約に 在宅就業障害者から、金額及び年月日を記 基づく物品製造等業 . 取り

当該書面

を三

を三年間保存する記載した領収書そ個の支払いに関し

務

 \mathcal{O} 対価

わなけ

げ . る基

準

適

合する

ばに

なら

な

1

九~十 兀 略

第三十六条の八 (業務規程)

第三十六条の八 (業務規程)

~十四

(略)

ること。

成した振込みの

2

在宅就業支援団

体の

業務規

程で定め

るべ

き

事

項 んは、

次

(D

一 <u>5</u> 三

とする。

とお り 2 とする。 在宅就業支援団 体 0 業務規程で定めるべ き 事 項 は、 次 0)

一 <u>ડ</u> 三

五四 + 専 任 の管理者 0) 選 任 及 び 解任並びにその配置に関 す る

事

項

3

第三十六条の十二 (帳簿)

ら三年間保存しなければならない。 務について、次の事項を記載した帳簿を 三十六条の十二 在宅就業支援団体は、

を

れ

を記

載

備在

宅 え、

就

業障

一 <u>5</u> 三

(略)

管理者以:

外

0

従

事

経

験 者及

び 管

理

者

0)

氏

名

在

宅就

業障害者に

係る業務に関

する報

告

3

五. 四

管理者の選

区任及び

解任並びにその配置に

関

はする事

項

\

害者に係る業 の日 か 第三十六条の十二 ら三年間保存しなけ務について、次の事 しなければならない。 次の事項を記載した帳簿を出 を 備 在 宅就 え、 業 れ障 4を記載の日か |

五四 管理者以外 (略) (略) 0 従 事 経 験 者 岌 び 専 任 0 管 理 者 0 氏 名

(在宅就業障害者に係る業務に 関 する報告

لح

お

ŋ

- 5 -

第三十六条 0 十三 略

2 一〜五 (略)が報告すべき事項は、次のとおりとする。が報告すべき事項は、次のとおりとする。 法第七十四条の三第二十一項の規定によ によ り、 在 宅 就業支援団 体

七六 管理者以外の公路 従事 ,経験者及び管理者 の氏 名

則

第 第三

定するは、第一の条 3精神障害者である短時間勤務職員については、一人とする7四条の十三の規定にかかわらず、法第三十七条第二項に規法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、当分の7三十八条第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例)

削 る

削 る)

五. 条 削 除

第 兀 十五 条 小の二第

第四条項 7四項の厚生労働省令で定める数は、当分の、 法第四十三条第三項、第四十四条第三項(の厚生労働省令で定める数に関する特例)(1第四十三条第三項、第四十四条第三項及び 間及 び 第四 第六条の 八条の規定四十五条の

| 一〜五 (略) | 第三十六条の十三 (略) 規定によ り、 在 宅 就 業支援

寸

体

七~十 (略) 六 管理者以外の従 事 経 験 者 及 Ű 専任の 管理者 0

氏

名

附 則

ついては、一人とする。の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれに、第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定め、法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数 る数関 ŧ 該 は、 する 当 す 第四個 に条

職員 法第三十-Ł 条第二項 に規定する 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務

から起算して三年を経過するまでの間にある者手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日)の ると判定されていた者が、 より その 以内に当該国又は地方公共団体の職員を退職し 精 神 採 障 用 宇者保 \mathcal{O} 日 又 健 は 福 精 1が、発達障害により精神に独手帳の交付を受けた日 神 保健 足福祉 法第 の日)のいず 兀 十 五. 条 第二 障 (その 知知 (その採用前三) (知的障害があ た者を除く 項 \mathcal{O} 規

第 五. 条 れ にも 前 該 条 の規 当することとなった者 定 は 令 . 和 五. 年三月三十 に 0 い 7 適 日 「までに 用 でする。 同 条 各号 0) い

(法第四十三条第三項、 第四 十四四 [条第三項 及 び 第 兀 + 五 条 0) 第

二第四項の厚生労働省令で定める数は、第六条第六条 法第四十三条第三項、第四十四条第三項、四項の厚生労働省令で定める数に関する特例) 第六条の規定に 及び 第四 か十 か五 わ条 らの

ずれこも该当することとなつた者こついて適第七条 前条の規定は、令和五年三月三十一日	第七条削除	
< c		
る当該事業主以外の事業主を含む。)の事		
の適用を受ける事業主にあっては、これら		
一項、第四十五条の二第一項又は第四十五		
前三年以内に当該事業主(法第四十四条第		
日から起算して三年を経過するまでの間に		
祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の		
あると判定されていた者が、発達障害によ		
により精神障害者保健福祉手帳の交付を受		
二 その雇入れの日又は精神保健福祉法第四	(削る)	
者		
一 法第三十七条第二項に規定する精神障害	(削る)	
	短時間労働者については、一人とする。	
ず、次の各号のいずれにも該当する者につい	にかかわらず、法第三十七条第二項に規定する精神障害者である	

いては、一人とする。

害者である短時間労働

にある者 (雇入れの日)のりのいずれか遅いより精神障害者保健福 受けた日(知的障害が四十五条第二項の規定 らの規定の適用を受け 五条の三第一項の規定 **那一項、第四十五条第** 争業を退職した者を除

ずれにも該当することとなつた者について適用する。、七条、前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のい

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

の表のように改正する。

第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次

_
(傍ヶ
絲部
分は
改工
正部
分

	一個新華名は己丁華名
改 正 後	改 正 前
第十七条から第二十九条まで 削除	第十七条から第二十七条まで削除
	、次のとおりとする。第二十八条 法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は (特定有限責任事業組合の要件)
	をいう。以中小企業者
	条第一項第一号イ又は口に掲げる者をいい、中小企業者を除く中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第七
	二 法第八条第七項に規定する認定の申請がなされた区域計画に_。) のみがその組合員となっていること。
	国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。 定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される
	雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)三(その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者の
	第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること
	号)第四条第一項に規定する組合契約書(次号及び第六号にお四)有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十
	でに更新しない旨の総組合員による失定がない限り当該存続期いて「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の日ま
	る旨が記載又は記録されていること
	その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されてい五(組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、
	六 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組ること。
	われる旨が記載又は記録されていること。合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行

七 することが著しく困難であると認められないこと。 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その 目 的 記を達成

、次のとおりとする。
(特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置)

雇用の機会を提供すること。特定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな を雇用する意思がある事業主 おいて「特定事業主」という。 る障害者である労働者(次号において「特定障害者」という。 を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主 解散の事由が生じた場合に、 解散の事由が生じた場合に、 (特定事業主を除く。)が雇用すること。 特定有限責任事業組合が雇用す 特定事業主が協力し て、 に対し、 (次号に 障害者

この省令は、令和五年四月一日から施行する。